

町田市観光まちづくり推進委員会について

1 委員会の設置目的

近年「観光」に対するニーズが多様化し、「名所や旧跡を巡る観光」に加え、「その地域ならではの体験や地域の人との交流を楽しむ観光」へと志向が広がってきた。また、町田市でも人口減少が目前に迫っており、経済も先細りになっていく恐れがある。こうした中、「観光」を成長戦略の大きな柱として位置づけ、「観光」を切り口に、人の交流を増やし、地域活性化・経済活性化を図るための指針として町田市観光まちづくり基本方針を策定した。（2017年5月）

本方針の推進にあたり、観光分野の学識経験者、観光まちづくりの担い手となる団体及び事業者から広く意見を聴取するため、町田市観光まちづくり推進委員会を設置する。

2 委員の役割

- (1) 町田市観光まちづくり基本方針の進捗確認
- (2) 町田市観光まちづくり基本方針に関する数値目標の設定及び進捗確認
- (3) 町田市観光まちづくりリーディングプロジェクトの策定及び進捗確認※
- (4) 観光まちづくりを推進するための助言※

※必要に応じ個別にご意見をお伺いさせていただきます。

3 委員の任期

2017年11月21日～2020年3月31日

4 今後の観光まちづくり推進委員会の開催スケジュール（案）

2017年度	2017年11月
2018年度	2019年2月
2019年度	2020年2月
2020年度	2021年2月
2021年度	※短期達成目標年度のため、複数回実施

町田市観光まちづくり推進委員会設置要綱

第1 設置

町田市観光まちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）の推進に関し、観光分野の関係者等の意見を聴取するため、町田市観光まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本方針の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) 市内に在住する外国人 1人
 - (3) 町田市町内会・自治会連合会の代表 1人
 - (4) 町田商工会議所の代表 1人
 - (5) 市内の宿泊事業者の代表 1人
 - (6) 交通事業者の代表 1人
 - (7) 観光関係団体の代表 2人以内

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、3年以内とし、市長が別に定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部産業観光課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2017年11月21日から適用する。